

外国語指導助手取扱要綱
《令和5年度第37期前半・後半任期用》
第1章 総則

(目的)

第1条 この任用規則（以下「本文書」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項で本文書に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び県の条例・規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 本文書において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会、小・中・高等学校等に配置され、外国語担当指導主事・外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- 二 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- 三 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- 四 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- 五 任用団体 外国語指導助手を任用する組織

第2章 職務

(任用)

第3条 参加者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1号に規定する「会計年度任用の職」を占める職員とする。

2 参加者の任用は、県教育委員会が行う。

3 前項の任用に当たっては、別紙様式による人事異動通知書を交付する。

(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会、小・中・高等学校等において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 小・中・高等学校における外国語授業等の補助
- 二 小学校における外国語活動等の補助
- 三 外国語教材作成の補助
- 四 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- 五 特別活動や部活動等への協力
- 六 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の

使い方、発音の仕方等)

七 外国語スピーチコンテストへの協力

八 地域における国際交流活動への協力

九 その他所属長又は校長が必要と認める職務

- 2 参加者は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了（注1）

（任期）

第5条 参加者の任用期間は、県教育委員会が定める日（以下、「任用期間の始期」という。）から翌年3月31日（以下、「前半任期」という。）及び4月1日から任用期間の始期から1年となる日（以下、「後半任期」という。）とする。ただし、特に必要な場合には、県教育委員会は1年に満たない任用期間を定めることができるものとする。

- 2 前項の任用期間満了後、県教育委員会は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度1年間の任用を行うことができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業に参加して3年目の参加者については、任用期間満了後、原則として再度の任用は行わないものとする。

（退職）

第6条 参加者は前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

（報酬及びその計算）

第7条 参加者の報酬は、来日1年目については月額28万円（年額336万円）、2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5千円（年額390万円）、4年目及び5年目については月額33万円（年額396万円）程度とする。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に 12 を乗じ、その額を第 10 条第 1 項で規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を 1 時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第 8 条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、本文書に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった 1 時間につき前条第 4 項により計算した 1 時間当たりの額を前条第 1 項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1 時間未満の端数については、30 分未満を切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。

(費用弁償等)

第 9 条 参加者が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

2 県は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。(注 4)

ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす参加者に対して弁償するものとする。

一 第 5 条第 1 項の後半任期を満了すること。

二 後半任期满了日の翌日から 1 か月以内に、日本において県又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

三 後半任期满了日の翌日から起算して 1 か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期满了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第 9 条の 2 県は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第 5 章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第 10 条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間について 35 時間とする。

2 外国語指導助手の勤務日は原則として、月曜日から金曜日までの週 5 日とし、1 日における勤務時間は、休憩時間 (45 分) を除き、7 時間とする。また、土曜日及び日曜日は週休日とする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、

当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

- 4 前項の勤務にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日について8時間を超える勤務をさせないものとする。

（休日）

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

- 一 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）
- 二 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 休日は、有給とする。

（年次有給休暇）

第12条 参加者は、第5条第1項に定める任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与され、任用時から3か月を経た後に残りの10日間を付与される（再度任用される者を除く）。ただし、参加者から申し出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、県教育委員会は残りの年次有給休暇をこの期日より以前に付与することができる。また、この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。1時間を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間をもって1日とする。

- 2 参加者が第5条第1項の任期満了後、県教育委員会に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができるものとする。
- 3 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（第26条第2項第1号に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それ

らの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- 二 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- 三 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ県教育委員会が必要と認める期間
- 四 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- 五 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 六 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- 七 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- 八 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- 九 参加者の妻が産出する場合であってその産出予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該産出の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- 十 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、

その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）

十二 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

十三 女子の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十四 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

十五 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

十六 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

十七 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

十八 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と

認められる時間

十九 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間

二十 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

二十一 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として4日の範囲内の期間

二十二 その他所属長が特に必要と認めた場合（注5） 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

（育児休業）

第14条の2 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの

二 参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 育児休業期間中は、無給とする。

（部分休業）

第14条の3 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該参加者が3歳に達するまでの子を養育するため、1日に

つき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、参加者について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

第6章 服務

（職務命令に従う義務）

第15条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（人事評価）

第16条 県教育員会は参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

（職務専念義務）

第17条 参加者は、本文書に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第18条 参加者は県教育員会及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第19条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

（政治的行為の制限）

第20条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

（争議行為等の禁止）

第21条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

（ハラスメントの禁止）

第22条 参加者は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第 23 条 参加者は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第 24 条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第 25 条 参加者は、自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第 7 章 懲戒等

(免職、休職等)

第 26 条 県教育員会は、参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 県は、参加者が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 第 14 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第 29 条第 1 項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して 20 日（勤務を要しない日及び休日を含む。第 28 条第 2 号の日数において同じ。）を超える場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第 27 条 県教育員会は、参加者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該参加

者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- 一 地方公務員法若しくは同法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- 一 戒告 書面により当該行為を戒める。
- 二 減給 1 回につき平均報酬の 1 日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1 月以内に 2 回以上減給する場合においても、その総額は 1 月における報酬の 10 分の 1 を上回らないものとする。
- 三 停職 7 日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- 四 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第 28 条 第 26 条第 2 項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- 一 同条第 2 項第 1 号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- 二 同条第 2 項第 1 号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して 30 日に達するまでは報酬の全額を支給し、30 日を超え 60 日に達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。
- 三 同条第 2 項第 2 号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の 6 割を支給する。

(勤務禁止)

第 29 条 参加者が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、県教育委員会は当該参加者を勤務させないものとする。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第 28 条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第 30 条 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び同項第 8 号から第 21

号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第 22 号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

- 2 第 14 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。
- 3 病気又は負傷のため連続して 3 日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3 日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。
- 4 第 26 条第 2 項第 2 号による休職及び第 29 条第 1 項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第 8 章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第 31 条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）又は非常勤職員の公務災害補償に関する条例の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第 32 条 県教育員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(注1) 本文書中、「任期」とは第5条第1項に定める前半任期及び後半任期を合わせた期間とする。

(注2)

1 参加者の採用は、1 か月は条件付きのものであるが、前半任期及び後半任期それぞれの初日から1月を勤務し、客観的・合理的な理由等から能力が十分に実証されない場合を除き、正式採用となる。

2 当該年度の新規招致者に係る任期（同一来日以内に任用されるべき期間）の始期は一般財団法人自治体国際化協会が別途通知する来日日の翌日とし、終期については以下のとおりとする。

夏季来日者①及び夏季来日者②の任期の終期は、来日日の翌日から1年となる日とする。

夏季来日者③及び夏以降随時来日者の任期の終期は、当該年度の夏季来日者②の来日日の翌日から1年となる日とする。

4 月来日者①の任期の終期は、来日日の翌日から1年となる日とする。

4 月来日者②及び4 月以降早期来日者の任期の終期は、当該年度の4 月来日者①の来日日の翌日から1年となる日とする。

3 2 年目以降の任期の始期は前年の任期満了日の翌日とし、その終期は任期の始期から1年となる日とする。ただし、中国、韓国、ブラジル及びペルー以外からの4 月来日者①、4 月来日者②及び4 月以降早期来日者を当該年度の4 月来日者①の来日日の1年後に再任用する場合は、来日年度の夏季来日者②の来日日の翌日から1年となる日を終期とする。

(注3) 中国、韓国、ブラジル及びペルー以外からの4 月来日者①、4 月来日者②及び4 月以降早期来日者を当該年度の4 月来日者①の来日日の1年後に再任用する場合は、(注2の2)のただし書きの期間となる点に留意すること。なお、(注2の2)のただし書きの期間以降も再任用する場合は1年間となるので、最大任期は5年4か月となる。

(注4) 赴任時については、任用団体が一般財団法人自治体国際化協会より通知される渡航負担金を同協会に払い込むことにより、費用を弁償する。

また、帰国時については、任用団体の旅費規程に基づき、最も合理的な通常の経路及び方法により、日本国内の国際空港（帰国便が出ている空港）までの国内交通費及び当該空港から来日時の指定された空港（日本国内から赴任した者については、募集選考国）までの航空券又は相当分の金額が帰国費用として任用団体により負担される。

(注5) 入国後の住居地の届け出時・在留資格の手続時等において所属長が特に必要と認めた場合や、官公庁への出頭等が想定される。